第二条第十七項第一号ワ中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同条中第三十五項を第三十七項とし、第二十三項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、第二十二項を第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）をいう。

第二条中第二十一項を第二十二項とし、第十八項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第十七項の次に次の一項を加える。

18　この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であって、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第六項第三号において同じ。）を行ったことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行うものをいう。

一　吸収合併

二　吸収分割

三　株式交換

四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

五　事業又は資産の譲受け

六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

第三章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

第十五条の見出し中「特定新事業開拓投資事業」を削り、同条第一項中「次項第三号」を「次項第二号」に改め、「、特定新事業開拓投資事業」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十六条及び第十七条を削り、第十七条の二を第十六条とし、第十七条の三を第十七条とする。

第十七条の四第一項中「新たに」を「同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに」に改め、「新株予約権」の下に「（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」を加え、「同条第一項第三号」を「同法第三条第一項第三号」に改め、「。第三十三条第一項において同じ」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加え、同条第二項中「第十七条の四第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事業及び」を削り、同条中「特定新事業開拓投資事業及び」及び「認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金及び」を削る。

第二十一条の二十八に次の一項を加える。

2　認定事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であって、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章第一節の二中第二十一条の二十八を第二十一条の三十五とする。

第二十一条の二十七中「第二十一条の二十五第三項」を「第二十一条の三十二第三項」に改め、同条を第二十一条の三十四とする。

第二十一条の二十六第一項中「第二十一条の十九第四項各号」を「第二十一条の二十六第四項各号」に改め、同条を第二十一条の三十三とし、第二十一条の二十五を第二十一条の三十二とし、第二十一条の二十から第二十一条の二十四までを七条ずつ繰り下げる。

第二十一条の十九第二項中「第二十一条の二十一」を「第二十一条の二十八」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第二十一条の二十六第一項」を「第二十一条の三十三第一項」に改め、同条を第二十一条の二十六とする。

第二十一条の十八第一項中「第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハ」を「第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハ」に改め、同条を第二十一条の二十五とする。

第二十一条の十七第一項第一号中「又は需要開拓商品生産設備の導入」を「の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売」に、「第二十一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一項」に改め、同条第二項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第二十一条の十七第二項」を「第二十一条の二十四第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」に改め、同条を第二十一条の二十四とし、第二十一条の十六を第二十一条の二十三とし、第二十一条の十五を第二十一条の二十二とし、第二十一条の十四を第二十一条の二十一とする。

第二十一条の十三第一項中「、第二号ハ及び第三号ハ」を「及び第二号ハ」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「第二条第十二項第二号」を「第二条第十二項第一号」に、「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に改め、同号ハ中「公庫」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）」に改め、「指定金融機関」の下に「（第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号ハ並びに第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二条第十二項第三号」を「第二条第十二項第二号」に、「及び第二十一条の十七第一項第二号」を「、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項」に改め、同号ロ中「及び需要開拓商品生産設備の導入」を「の導入並びに産業競争力基盤強化商品の生産及び販売」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第二十一条の二十とする。

第三章第一節第三款中第二十一条の十二を第二十一条の十八とし、同款を同節第四款とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款　募集新株予約権の機動的な発行

第二十一条の十九　設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社（次項及び第三項において単に「株式会社」という。）について、募集新株予約権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条、第八十三条第一項及び第百六十条第一号において同じ。）の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」とあるのは「募集新株予約権の内容（第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類株式を発行している産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社」とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。